

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける皆様への主な支援【事業者向け】

※この情報は、令和3年6月22日現在の主な支援制度の概要をまとめたものです。今後、内容が変更になる場合がありますので、ご了承ください。  
 詳細については、問い合わせ先にご確認ください。

R3. 6. 22現在

区分	制度等の名称	概 要	問い合わせ先
経営相談	中小企業金融相談窓口	資金繰りや融資について、県担当者が電話相談に応じるもの	県産業労働部 地域産業振興課 金融係 電話025-285-6887
	よろず支援拠点	にいがた産業創造機構（NICO）内に経営相談窓口を開設し、中小企業診断士などの専門家が相談に応じるもの	にいがた産業創造機構内 電話025-246-0058
	経営相談窓口	資金繰りや融資について、経営指導員等が相談に応じるもの	新井商工会議所 電話0255-72-2425 妙高高原商工会 電話0255-86-2378 妙高商工会 電話0255-82-2068
資金繰り支援	セーフティネット貸付	特例措置として、「売上高が▲5%以上」といった数値要件を緩和し、今後の影響が見込まれる事業者も融資対象にしたもの 【対象者】一時的に業況悪化をきたしているが、中期的には業績が回復し発展することが見込まれる事業者 【資金使途】運転資金、設備資金 【貸付期間】運転8年以内、設備15年以内（うち据置3年以内） 【融資限度額】中小企業事業7.2億円、国民生活事業4,800万円 【金利/年】基準金利 ※お問い合わせください	日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	【対象者】感染症の影響を受けて、最近1か月の売上が前年（前々年）同期比▲5%以上のかたなど 【資金使途】運転資金、設備資金 【担保】無担保 【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内） 【融資限度額（別枠）】中小企業事業6億円、国民生活事業8,000万円 【金利/年】当初3年間は基準金利▲0.9% 【利下げ限度額】中小企業事業・危機対応3億円、国民生活事業6,000万円 ※P2の「特別利子補給制度（一般）」の併用により実質無利子化	日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340
	新型コロナウイルス対策マル経融資	【対象者】感染症の影響を受けて、最近1か月の売上が前年（前々年）同期比▲5%以上となっており、商工会議所等の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者 【資金使途】運転資金、設備資金 【担保等】無担保・無保証人 【貸付期間】運転7年以内（うち据置1年以内）、設備10年以内（うち据置2年以内） 【融資限度額（別枠）】2,000万円 【金利/年】当初3年間は経営改善利率▲0.9% 【利下げ限度額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円 ※P2の「特別利子補給制度（一般）」の併用により実質無利子化	日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340 新井商工会議所 電話0255-72-2425 妙高高原商工会 電話0255-86-2378 妙高商工会 電話0255-82-2068

区分	制度等の名称	概 要	問い合わせ先
資金繰り支援	商工中金による危機対応融資	<p>【対象者】感染症の影響を受けて、最近1か月の売上が前年（前々年）同期比▲5%のかたなど</p> <p>【資金使途】運転資金、設備資金</p> <p>【担保】無担保</p> <p>【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内）</p> <p>【融資限度額】6億円</p> <p>【金利/年】当初3年間は基準金利▲0.9%</p> <p>【利下げ限度額】3億円</p> <p>※P2の「特別利子補給制度（一般）」の併用により実質無利子化</p>	商工中金相談窓口 電話0120-542-711
	特別利子補給制度（一般）	<p>【対象者】「新型コロナウイルス感染症特別融資」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「危機対応融資」により借入を行った事業者のうち、次の要件を満たすかた</p> <p>・個人事業主：要件なし ・小規模事業者（法人）：売上高▲15% ・中小企業者：売上高▲20%</p> <p>【利子補給期間】当初3年間</p> <p>【補給対象融資上限額】中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円、危機対応融資3億円</p> <p>※国民生活事業の補給対象融資上限額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円</p> <p>※利子補給対象融資上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計額</p>	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 電話0570-060515
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>生活衛生関係事業者（旅館、飲食店などを営むかた）は、一般の中小企業・小規模事業者向けの融資制度に加えて活用可能</p> <p>【対象者】感染症の影響を受けて、最近1か月の売上が前年（前々年）同期比▲5%以上のかたなど</p> <p>【資金使途】運転資金、設備資金</p> <p>【担保】無担保</p> <p>【貸付期間】運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内）</p> <p>【融資限度額（別枠）】8,000万円</p> <p>【金利/年】当初3年間は基準金利▲0.9%</p> <p>【利下げ限度額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円</p> <p>※下の「特別利子補給制度（生活衛生関係）」の併用により実質無利子化</p>	日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340 新井商工会議所 電話0255-72-2425 妙高高原商工会 電話0255-86-2378 妙高商工会 電話0255-82-2068
	新型コロナウイルス対策衛経融資	<p>生活衛生関係事業者（旅館、飲食店などを営むかた）は、一般の中小企業・小規模事業者向けの融資制度に加えて活用可能</p> <p>【対象者】感染症の影響を受けて、最近1か月の売上が前年（前々年）同期比▲5%以上となっており、生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生事業を営む小規模事業者</p> <p>【資金使途】運転資金、設備資金</p> <p>【担保等】無担保・無保証人</p> <p>【融資限度額（別枠）】2,000万円</p> <p>【金利/年】当初3年間は経営改善利率▲0.9%</p> <p>【利下げ限度額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で6,000万円</p> <p>※下の「特別利子補給制度（生活衛生関係）」の併用により実質無利子化</p>	日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340 新井商工会議所 電話0255-72-2425 妙高高原商工会 電話0255-86-2378 妙高商工会 電話0255-82-2068
	特別利子補給制度（生活衛生関係）	<p>【対象者】「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」により借入を行った事業者のうち、次の要件を満たすかた</p> <p>・個人事業主：要件なし ・小規模事業者（法人）：売上高▲15% ・中小企業者：売上高▲20%</p> <p>【利子補給期間】当初3年間</p> <p>【補給対象融資上限額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で、かつ、新規融資と公庫の既往債務借換との合計で6,000万円</p>	新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 電話0570-060515

区分	制度等の名称	概要	問い合わせ先
資金繰り支援	衛生環境激変対策特別貸付	<p>【対象者】旅館、飲食店、喫茶店を営む事業者のうち、次のいずれにも該当するかた</p> <p>①最近1か月間の売上が前年（前々年）同期比▲10%以上で、かつ、今後も減少が見込まれること。</p> <p>②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。</p> <p>【資金使途】運転資金</p> <p>【貸付期間】7年以内（うち据置2年以内）</p> <p>【融資限度額（別枠）】旅館業3,000万円、旅館業以外1,000万円</p> <p>【金利/年】基準金利…お問い合わせください</p>	<p>日本政策金融公庫 高田支店 電話025-524-2340</p> <p>新井商工会議所 電話0255-72-2425</p> <p>妙高高原商工会 電話0255-86-2378</p> <p>妙高商工会 電話0255-82-2068</p>
	セーフティネット（SN）保証4号・5号	<p>【SN4号】全都道府県を対象に、売上が前年同月比▲20%以上などの場合、一般保証枠とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証</p> <p>【SN5号】全業種を対象に、売上が前年同月比▲5%以上などの場合、一般保証枠とは別枠（2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証</p>	新潟県信用保証協会 上越支店 電話025-523-7225
	危機関連保証	全国・全業種（一部対象外の業種あり）を対象に、売上が前年同月比▲15%以上の中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円、一般保証・SN保証とは別枠）で借入債務の100%を保証	新潟県信用保証協会 上越支店 電話025-523-7225
	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	<p>県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資対象拡大による特別融資</p> <p>【対象者】感染症の影響により、損害が生じている又は今後の資金繰りに支障をきたすおそれのある中小企業者等（売上減少度は問わす）</p> <p>【資金使途】運転資金</p> <p>【貸付期間】10年以内（うち据置3年以内）</p> <p>【融資限度額（別枠）】5,000万円</p> <p>【金利/年】1.15%～1.75%（貸付期間に応じて4段階の金利設定）</p>	<p>中小企業金融相談窓口 （県産業労働部 地域産業振興課 金融係） 電話025-285-6887</p>
	新型コロナウイルス対策伴走支援型資金	<p>【対象者】新型コロナウイルスの感染拡大による影響で売上が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者</p> <p>【資金使途】運転資金、設備資金、借換資金</p> <p>【貸付期間】10年以内（うち据置期間5年以内）</p> <p>【融資限度額】4,000万円</p> <p>【金利/年】1.15%～1.75%（貸付期間に応じて4段階の金利設定）</p>	<p>中小企業金融相談窓口 （県産業労働部 地域産業振興課 金融係） 電話025-285-6887</p>
	県セーフティネット資金（経営支援枠・危機関連保証要件）	<p>【対象者】国の「危機関連保証」の認定を受けた中小企業者</p> <p>【資金使途】運転資金、設備資金</p> <p>【貸付期間】10年以内（うち据置2年以内）</p> <p>【融資限度額（別枠）】5,000万円</p> <p>【金利/年】1.25%～1.85%（貸付期間に応じて4段階の金利設定）</p>	<p>中小企業金融相談窓口 （県産業労働部 地域産業振興課 金融係） 電話025-285-6887</p>
資金繰り支援	小規模事業者向け「短期事業資金」	<p>【対象者】小規模事業者（商業・サービス業：従業員5人以下、製造業・その他：従業員20人以下）</p> <p>【資金使途】運転資金（仕入れや決済等の一時的なつなぎ資金）</p> <p>【貸付期間】1年以内</p> <p>【貸付限度額】500万円</p> <p>【金利/年】1.50%</p>	<p>中小企業金融相談窓口 （県産業労働部 地域産業振興課 金融係） 電話025-285-6887</p>
	県制度融資の元金返済猶予	<p>【対象者】県制度融資（地方産業育成資金、売掛債権活用資金、短期事業資金を除く）の借入を行っており、最近1か月又は3か月間の売上高等、粗利益等又は売上高経常利益率が前年同期比で同じか減少しているかた</p> <p>【猶予期間】最長1年まで</p>	<p>中小企業金融相談窓口 （県産業労働部 地域産業振興課 金融係） 電話025-285-6887</p>
	【市独自】信用保証料補給	<p>【対象者】県セーフティネット資金「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」により借入を行った者</p> <p>【補給割合】信用保証料の10/10（融資額ごとの現行補給割合に上乘せ） ＜例＞融資額2,000万円の場合→現行補給割合50%+上乘せ50%=100%</p>	<p>観光商工課 商工振興グループ 電話0255-74-0019</p>

区分	制度等の名称	概要	問い合わせ先
助成金等	雇用調整助成金の特例措置	<p>感染症の影響により一時休業等を行い、労働者の雇用を維持した事業主の休業手当の一部を助成</p> <p>○特例措置の内容</p> <p>【対象者】次のすべてに当てはまる、すべての業種の事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している。</li> <li>・最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している。</li> <li>・労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている。</li> </ul> <p>【助成対象経費】事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など（被保険者以外の方に対する休業手当についても「緊急雇用安定助成金」として助成されます）。</p> <p>【助成額】平均賃金額と休業手当の支払率をかけた額に、助成率をかけた額。特例措置の拡充として、条件によっては上限額及び助成率の引き上げも行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日1人当たりの上限額：中小企業及び大企業 最大15,000円</li> <li>・解雇等がある場合の助成率：中小企業4/5、大企業2/3又は4/5</li> <li>・解雇等がない場合の助成率：中小企業及び大企業 最大10/10</li> </ul> <p>○特例措置の期間 R3年6月30日まで</p>	ハローワーク上越 電話025-523-6121
給付金等	県事業継続支援金（飲食関連事業者等支援）	<p>【対象者】県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供し、県内に本社又は本店を有する法人又は個人（タクシー事業者・自動運転代行業者を含む）</p> <p>【支給額】20万円（県内で複数店舗又は事業所を営む事業者は40万円）</p> <p>【支給要件】令和2年12月から令和3年8月までの期間において、事業者全体の売上が2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること</p> <p>【受付期間】令和3年6月1日から令和3年9月30日まで</p>	事業継続支援金センター 電話025-248-7270
	月次支援金	<p>【対象者】令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者など</p> <p>【支給額】中小企業で最大20万円、個人事業主で最大10万円</p> <p>【受付期間】令和3年6月16日から令和3年8月31日まで</p>	月次支援金事務局 電話0120-211-240
地域消費の拡大	【市独自】 妙高さきエール商品券発行事業	<p>マイナンバーカードの取得促進を目的に、特典として市内で利用できるプレミアム付商品券（妙高さきエール商品券）を販売</p> <p>【プレミアム率】50%（1万5千円の商品券を1万円で購入）※一人1冊まで</p> <p>【対象者】令和3年10月31日までにカードを取得済み又は取得申請したかた</p> <p>【販売・使用期限】令和3年8月1日～令和3年11月30日</p> <p>【販売場所】商工会議所・商工会、市内郵便局、新井信用金庫本・支店、くびき野情報館、妙高高原観光案内所、市役所・両支所</p>	<p>【商品券に関すること】 観光商工課 商工振興グループ 電話0255-74-0019</p> <p>【マイナンバーに関すること】 市民税務課 市民窓口グループ 電話0255-74-0009</p>

区分	制度等の名称	概要	問い合わせ先
猶予・減免	納税猶予（既存制度）	<p>【対象者】 次のいずれかの個別の事情がある納税者</p> <p>①災害により財産に相当な損失が生じた場合（感染症患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合）</p> <p>②本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合（市税を一時に納付できない額のうち、医療費等に付随する費用）</p> <p>③営む事業を休廃業した場合（市税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額）</p> <p>④営む事業に著しい損失を受けた場合（市税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額）</p> <p>【猶予期間】 原則1年間</p> <p>【延滞金】 猶予期間中の延滞金の全部又は一部を免除</p>	<p>市民税務課 収納グループ 電話0255-74-0010</p>
	厚生年金保険料等の納付猶予	<p>【対象者】 次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な事業者</p> <p>①財産について災害を受けた場合、又は盗難にあった場合</p> <p>②事業主又は生計を同じにする親族が病気にかかった場合、又は負傷した場合</p> <p>③事業を休廃止した場合</p> <p>④事業に著しい損失を受けた場合</p> <p>【申請方法】 納付すべき保険料等の納期限から6か月以内に管轄の年金事務所へ申請</p> <p>【猶予等の内容】 猶予された金額を猶予期間中の各月に分割納付、財産差押えや換価が猶予、猶予期間中の延滞金が一部免除</p>	<p>上越年金事務所 電話025-524-4114</p>